

社会体育施設の使用が 有料になります

公共施設の使用料見直しに伴い、廿日市市の社会体育施設の使用が、4月1日申請・許可分から有料になります。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

施設名	基本使用料	備考
昭北グラウンド 吉和グラウンド 小田島グラウンド	640円／1時間	1／2面の区分利用が可能です。
宮園野球場 阿品台野球場	640円／1時間	
小田島多目的広場	280円／1時間	
宮園テニスコート 四季が丘テニスコート 大野テニスコート 小田島テニスコート	430円／1時間	1面の料金になります。 大野テニスコートは従来の 420円から430円に変更と なります。

- ・照明施設の使用料は従来どおりです。
- ・年齢要件等による使用料減免の制度があります。

施設を使用される団体の構成員の半分以上が

- ①18歳未満の方(全額減免)
- ②障がい者手帳等の交付を受けた方(全額減免)
- ③65歳以上の方(1／2減免)

お問合せ先: 廿日市市教育委員会生涯学習課文化スポーツ振興グループ

電話 0829-30-9206